

豊かな自然と 人々の暮らしが息づくまち

▲ 緊急情報

- 現在、情報はありません。

> 南丹市メール配信サービス

日本の原風景「美山かやぶきの里」 < ● ● ● ● ● ● ● ● > || 一時停止

いろいろ、ずっと、なんたん暮らし。

なんくら
nancra

Life Trail

自然と、文化と、自分に向き合う時間

南丹市観光ナビ

南丹市子育て応援サイト

のびのびなんたん

トピック

> 一覧を見る



- ▶ 2024年02月05日 [令和6年度南丹市会計年度任用職員（発達支援センター心理士）の募集について](#)
- ▶ 2024年02月01日 [令和6年能登半島地震に対する災害義援金の受付について](#)
- ▶ 2024年01月31日 [令和6年度南丹市会計年度任用職員（高齢者相談支援員）の募集について](#)
- ▶ 2024年01月19日 [令和6年能登半島地震の被災者に対する市営住宅の提供について](#)
- ▶ 2024年01月16日 [市府民税の申告について](#)
- ▶ 2024年01月05日 [各種証明書のコンビニ交付サービスについて](#)
- ▶ 2024年01月05日 [「Student MIX 2023」参加学生の追加募集について](#)

新着情報

> 一覧を見る



- ▶ 2024年02月05日 [令和6年度南丹市会計年度任用職員（発達支援センター心理士）の募集について](#)
- ▶ 2024年01月31日 [令和6年度南丹市会計年度任用職員（高齢者相談支援員）の募集について](#)
- ▶ 2024年01月19日 [令和6年能登半島地震の被災者に対する市営住宅の提供について](#)
- ▶ 2024年01月16日 [市府民税の申告について](#)
- ▶ 2024年01月15日 [【重要】令和6年度「介護職員処遇改善加算」等に係る計画書の提出期限について](#)
- ▶ 2024年01月05日 [証明書発行における書かない窓口の実証実験について](#)

目的別に探す

 引越し	 妊娠・出産	 子育て・教育	 就職・退職	 結婚・離婚	 病気	 高齢・介護	 おくやみ
--	--	---	--	--	--	--	---

市の関連機関・施設

 南丹市議会	 農業委員会	 教育委員会
 申請書 ダウンロード	 南丹市 ふるさと納税	 南丹市 公式SNS
 南丹市 あんしん情報	 リンク集	 ご意見箱

南丹市データ


ブーナンおじいさんとルリルリ


さくらちゃん



面積 616.40km²

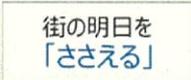
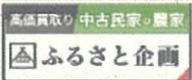
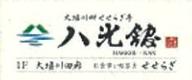
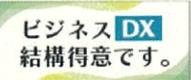
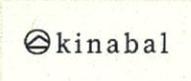
南丹市

京都、名古屋、神戸、大阪

人口・世帯数 (2024年2月1日現在)	
男	14,625人
女	15,444人
合計	30,069人
世帯数	14,381世帯
▶ 人口・世帯数の推移	

広告

> [広告募集について](#)

成年後見制度のご案内

成年後見制度のご案内

- 成年後見制度とは
- 法定後見制度とは
- 任意後見制度とは
- 成年後見人等による支援とは

成年後見制度とは

認知症や知的障がい、精神障がいなどにより物事を判断する能力が十分でない方は、財産や金銭の管理、介護サービス・施設入所に関する契約などの法律行為を自身で行うことが難しい場合があります。

成年後見制度は、ご本人の気持ちに寄り添いながら、成年後見人等が本人の意思決定を支援したり、財産管理や契約などの法律行為を、ご本人に不利益が生じることのないよう、必要に応じてご本人を代理して行うことで、ご本人が安心して生活できるよう主に法律面で支える制度です。

成年後見制度には「法定後見制度」と「任意後見制度」の2つの仕組みがあり、どちらの制度を利用するにも、家庭裁判所に申立てをする必要があります。

法定後見制度とは

法定後見制度は、すでに判断能力が低下している場合に利用するもので、ご本人の判断能力の程度に応じて、後見・保佐・補助の3つの類型に区分されます。

親族などの申立てにより、家庭裁判所が、成年後見人や代理する法律行為の範囲（後見・保佐・補助）などを決める仕組みです。

家庭裁判所で選任された成年後見人・保佐人・補助人（以下、成年後見人等）は、ご本人の意思を尊重しながら、必要に応じてご本人を代理して、財産管理や福祉サービスの選択や契約を行ったり、契約に同意したり、契約を取り消したりします。

法定後見制度の概要

	同意権・取消権 (本人がした契約に対するもの)	代理権 (本人を代理して行う契約)
--	----------------------------	----------------------

後見 (判断能力をほとんど欠いた人) 後見人が選任される	日常生活に関する行為（注1）を除くすべての法律行為	財産に関するすべての法律行為
保佐 (判断能力が著しく不十分な人) 保佐人が選任される	民法13条1項の行為（注2）と、申立てにより家庭裁判所が定めた行為	申立ての範囲内で家庭裁判所が定める特定の法律行為で、本人が同意しているもの
補助 (判断能力が不十分な人) 補助人が選任される	申立てにより家庭裁判所が定めた特定の法律行為（民法13条1項の一部）	申立ての範囲内で家庭裁判所が定める特定の法律行為で、本人が同意しているもの

（注1）日常生活に関する行為とは・・・食料品や衣類などの日用品の購入や水道光熱費の支払いなど。

（注2）民法13条1項の行為とは・・・借金や、訴訟行為、相続の承認や放棄、新築や増改築など。

後見

判断能力をほとんど欠いた人を対象とした類型で、「成年後見人」が選任されます。

たとえば、お金の計算が出来ないなどの理由で日常の買い物がひとりでは難しい方や、日常生活に支援が必要なことが多い方などが後见到該当します。

保佐

判断能力が著しく不十分な（低下した）人を対象とした類型で、「保佐人」が選任されます。

たとえば、日常の買い物はひとりである程度できるものの、預貯金の管理や不動産の処分、相続などの重要な法律行為などがひとりでは難しい方などが保佐に該当します。

補助

判断能力が不十分な（不安な）人を対象とした類型で、「補助人」が選任されます。

たとえば、日常の買い物などは不安が少ないものの、重要な財産管理などがひとりでは不安な方などが補助に該当します。

同意権・取消権

同意権は、ご本人が特定の法律行為を行う際に、ご本人に不利益がない内容かどうかを確認し、同意すること。

取消権は、同意権がある法律行為について、同意を受けずに不利益な契約を行った場合、取り消すこと。

後見では、日常生活に関する行為を除くすべての法律行為、保佐では、民法13条1項の行為と、申立てによ

り家庭裁判所が定めた行為、補助では、申立てにより家庭裁判所が定めた特定の法律行為（民法13条1項の一部）が対象。

代理権

ご本人に代わって契約などの法律行為を行うこと。

後見では、財産に関するすべての法律行為。保佐・補助では、申立ての範囲内で家庭裁判所が定める特定の法律行為で、本人が同意しているものが対象。

任意後見制度とは

任意後見制度は、将来判断能力が十分でなくなったときに備えて、判断能力が低下する前に、ご本人の意思であらかじめ支援してくれる人（任意後見人）を選んでおき、頼みたいことを公正証書によって決めておく制度です。

この制度は、ご本人の判断能力が低下し援助が必要になった段階で、あらかじめ選任した任意後見人を監督する任意後見監督人を家庭裁判所が選任することで、任意後見人による支援が開始されます。

任意後見制度に関しては、こちらのパンフレットも参考にして下さい。

 [任意後見制度について](#) (PDF 2.11 MB)

成年後見人等による支援とは

成年後見人等は、必要に応じてご本人に代わって「財産管理」をしたり、ご本人の状態や生活状況に配慮しながら「身上保護（監護）」を行います。

身上保護（監護）

ご本人に必要な介護サービスの利用手続きや、施設への入所契約、入院手続きなど、生活に関連するさまざまな選択と決定を支援し、その人らしく暮らすために必要な手続きなどを必要に応じてご本人を代理して行います。

身上保護（監護）の例

- 定期的な訪問や見守りによるコミュニケーションなど
- ご本人の生活を検討する会議への参加や必要に応じてご本人の気持ちや要望の代弁など
- 介護（障がい）サービスの利用契約など

- 入院・施設入所、居所の更新契約など
- 行政機関などからの書類の確認や手続きなど

財産管理

預貯金や不動産などを安全に管理し、その人らしく暮らすために利用または処分するなど、ご本人の意思を尊重しながら必要に応じてご本人を代理して行います。

財産管理の例

- 預金通帳や証書などの管理など
- 銀行から必要な現金を引き出し、ご本人へ引き渡すなど
- 公共料金、福祉サービス利用料、医療費などの支払いなど
- 年金機構や行政機関などの振込手続きや受け取りなど

実際の成年後見人等の支援は「財産管理」と「身上保護(監護)」を一体的に行います。また、後見人等の仕事は、ご本人の財産管理や契約などの法律行為に限られているため、日常的な介護や食事のお世話などは、一般的に後見人等の仕事ではありません。

また、後見人等になると、その活動内容について定期的に家庭裁判所に報告し、家庭裁判所の指示を受けることとなります。

成年後見人等の職務に含まれていないことの例

- 手術や延命治療、注射などの医療行為に本人を代理して同意するなど
- 賃貸住宅や施設、病院などの身元引受人や連帯保証人になることなど
- 結婚や離婚、遺言などを本人を代理して行うことなど
- 食事や入浴、着替えなどの介助や、掃除などを行うことなど

詳しいご案内先

後見制度に関する詳しいご案内は、南丹市権利擁護・成年後見センター（福祉相談課内）で行っていますので、お問い合わせ下さい。

南丹市権利擁護・成年後見センター
TEL:0771-68-0023
南丹市役所中央庁舎1階 福祉相談課内

 [南丹市権利擁護・成年後見センター](#) (PDF 4.08 MB)

PDF形式のファイルをご覧いただく場合には、Adobe Acrobat Readerが必要です。Adobe Acrobat



Readerをお持ちでない方は、バナーのリンク先から無料ダウンロードしてください。

お問い合わせ

福祉相談課

TEL:0771-68-0023

南丹市権利擁護・成年後見センターのご案内

南丹市権利擁護・成年後見センターのご案内

- 成年後見制度利用促進基本計画について
- 当センターについて

成年後見制度利用促進基本計画について

「成年後見制度利用促進基本計画」とは、成年後見制度の利用の促進に関する法律、第14条第1項に規定されているもので、南丹市では、「第4期南丹市地域福祉計画・地域福祉活動計画」に包含しており、令和5年から令和9年度までの5年間の計画として策定しています。

この計画の中で、南丹市の方針（目標）として以下の2点を挙げており、その実現に向けた中核機関として、「南丹市権利擁護・成年後見センター」があります。

1. 成年後見制度の理解の促進を図り、地域から早期発見・早期支援につながる相談支援体制の構築に努めます。
2. 本人の意思を尊重した、意思決定支援・身上保護を重視した後見活動を支援する体制構築を目指します。

 [南丹市成年後見制度利用促進基本計画（第4期南丹市地域福祉計画に包含）](#)（PDF 1.35 MB）

当センターについて

南丹市権利擁護・成年後見センターは、認知症や知的障がい、精神障がいなどのさまざまな理由により判断能力に不安を抱える方が、自分らしく安心して暮らしていただくことができるように、成年後見制度の普及、啓発を目的として「成年後見制度利用促進基本計画」の策定に先立つ令和2年4月に福祉相談課内に設置しました。

南丹市権利擁護・成年後見センターでは、次の5つの機能で支援をしています。

1. 成年後見制度に関する相談支援
2. 成年後見制度の広報および啓発
3. 市民後見人の養成および活動支援

4. 申立て手続きに関する支援
5. 関係する機関などとの連携および調整

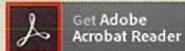
5つの機能については、南丹市権利擁護・成年後見センターの取り組みで詳しく説明しておりますのでご覧ください。

詳しいご案内先

後見制度に関する詳しいご案内は、南丹市権利擁護・成年後見センター（福祉相談課内）で行っていますので、お問い合わせ下さい。

南丹市権利擁護・成年後見センター
TEL:0771-68-0023
南丹市役所中央庁舎1階 福祉相談課内

 [南丹市権利擁護・成年後見センター](#) (PDF 4.08 MB)



PDF形式のファイルをご覧いただく場合には、Adobe Acrobat Readerが必要です。Adobe Acrobat Readerをお持ちでない方は、バナーのリンク先から無料ダウンロードしてください。

お問い合わせ

福祉相談課
TEL:0771-68-0023

南丹市権利擁護・成年後見センターの取り組みのご案内

南丹市権利擁護・成年後見センターの取り組みのご案内

- 成年後見制度に関する相談支援
- 成年後見制度の広報および啓発
- 市民後見人の養成および活動支援
- 申立て手続きに関する支援
- 関係する機関等との連携および調整

成年後見制度に関する相談支援

南丹市権利擁護・成年後見センターでは、本人や親族・関係機関（病院・福祉施設・障害施設など）・成年後見人等からの成年後見制度に関する総合的な相談に対して、中核機関の立場から相談を受け付けています。

センター職員（社会福祉士）が随時相談をお受けするほか、弁護士や司法書士による成年後見制度に関する無料相談も実施しております。詳しくは、成年後見制度に関する無料相談のご案内をご覧ください。

 [成年後見制度に関する無料相談のご案内](#)（Word 14.27 KB）

成年後見制度の広報および啓発

南丹市権利擁護・成年後見センターでは、成年後見制度の広報および啓発を目的としてホームページやパンフレットの配布などにより、成年後見制度に関する情報を発信しております。

また、センターの役割や成年後見制度を知っていただけるよう、センター職員が行政や社会福祉協議会主催の研修会、行政や福祉機関の職員研修、当事者団体の研修、民生委員や自治会、地域の勉強会などへ出向かせていただき、出前講座を実施しております。

出前講座の利用をお考えの方は、センターまでお気軽にお尋ね下さい。

市民後見人の養成および活動支援

市民後見人とは、「親族後見人」でも弁護士や司法書士などの「専門職後見人」でもない、市民による後見人のことで、家庭裁判所より選任されます。判断能力が十分でない方が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域の身近な視点でその人らしい生活を支援します。

南丹市権利擁護・成年後見センターでは、「市民後見人」の候補者養成および支援機関として、市民後見人の活動支援をしています。

申立て手続きに関する支援

南丹市権利擁護・成年後見センターでは、成年後見制度を利用したい、詳しく聞きたいというご本人や、親族の方に対し、わかりやすくご説明し、提出書類やその作成方法など、制度利用までの手続きを支援します。

関係する機関等との連携および調整

南丹市権利擁護・成年後見センターでは、制度を利用されているご本人を後見人などとともに支える、地域の関係者、相談機関などの「チーム」による対応をめざしています。

また、関係する機関と日頃から連携することで、支援を必要とする人を早期に発見し、適切な支援につなげる体制づくりに取り組みます。

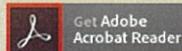
「任意後見」や、「法定後見」の中では判断能力の低下が少ない「補助」や「保佐」、または後見制度に限らず「福祉サービス利用支援事業」など、ご本人に適した支援が提案できるように、関係機関と連携および調整を図っています。

詳しいご案内先

後見制度に関する詳しいご案内は、南丹市権利擁護・成年後見センター（福祉相談課内）で行っていますので、お問い合わせ下さい。

南丹市権利擁護・成年後見センター
TEL:0771-68-0023
南丹市役所中央庁舎1階 福祉相談課内

 [南丹市権利擁護・成年後見センター](#) (PDF 4.08 MB)



PDF形式のファイルをご覧いただく場合には、Adobe Acrobat Readerが必要です。Adobe Acrobat Readerをお持ちでない方は、バナーのリンク先から無料ダウンロードしてください。

お問い合わせ

福祉相談課

TEL:0771-68-0023

南丹市成年後見制度利用支援事業のご案内

南丹市成年後見制度利用支援事業のご案内

- 成年後見制度利用支援事業について
- 成年後見人等への報酬助成について

成年後見制度利用支援事業について

南丹市では、認知症、知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が不十分な状態にあり、成年後見制度の利用が必要であるにもかかわらず、ご自身で申立てが出来ない、あるいは身寄りがないなどの理由により、親族からの申立ても困難な場合に、市が申立てを行う「市長申立て」を行っています。

また、成年後見人等への報酬費用が負担できないなどの理由で制度が利用できないといったことのないように、成年後見人等の報酬費用を市が助成することで、成年後見制度の利用促進を図っています。

成年後見人等への報酬助成について

成年後見人等への報酬が原因で制度の利用ができないなどの事態に陥らないように、下記の対象者の報酬を市が助成しています。

助成対象者

1. 生活保護法による被保護者である者
2. 当該選任された成年後見人等の報酬に係る費用を対象者負担することで、生活保護法に定める要保護者となる者
3. その他当該選任された成年後見人等の報酬に係る費用の助成を受けなければ、成年後見制度の利用が困難な状況にあると市長が認める者

※ 成年後見人等が4親等内の親族の場合は助成対象外となります。

※ 後見監督人等、任意後見人の報酬は助成対象外となります。

申請期間

報酬付与の審判確定の日から起算して原則3か月以内

助成金額

成年後見人等報酬（裁判所が審判した額）

在宅（月額28,000円）、施設・病院などに入所・入院（月額18,000円）の区分により上限を設けています。

※報酬付与期間中に連続30日以上長期入院または施設入所をされた場合にはそのこと分かる資料をご提出下さい。

提出書類

1. 南丹市成年後見人等報酬助成申請書(様式第1号)
2. 報酬付与の審判書（写し）
3. 家庭裁判所に提出した成年後見人の財産目録（写し）
（財産目録の資料として提出している、通帳なども含む）
4. その他必要な資料
 - ・ 登記事項証明書（写し）
 - ・ 生活保護決定通知書（原本）※受給している場合のみ
 - ・ 収支予定表（写し）※提出のあった場合のみ
 - ・ 入院（連続30日以上）・入所の場合は居所とその期間が分かる資料（領収書などの写し）
 - ・ その他、市が必要と認める資料などがあれば追加で提出をお願いすることがあります。

 [南丹市成年後見制度利用支援事業実施要綱](#)（PDF 3.53 MB）

 [様式第1号\(報酬助成申請書\)](#)（Word 15.84 KB）

 [様式第1号\(報酬助成申請書\)](#)（PDF 28.03 KB）

 [様式第1号\(報酬助成申請書\)（記載例）](#)（PDF 73.72 KB）

詳しいご案内先

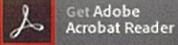
後見制度に関する詳しいご案内は、南丹市権利擁護・成年後見センター（福祉相談課内）で行っていますので、お問い合わせ下さい。

南丹市権利擁護・成年後見センター

TEL:0771-68-0023

南丹市役所中央庁舎1階 福祉相談課内

 [南丹市権利擁護・成年後見センター](#)（PDF 4.08 MB）



Readerをお持ちでない方は、バナーのリンク先から無料ダウンロードしてください。

お問い合わせ

福祉相談課

TEL:0771-68-0023

成年後見制度に関する相談先のご案内（リンク集）

成年後見制度に関する相談先のご案内（リンク集）

成年後見制度に関する厚生労働省の後見サイト

- ▶ [成年後見はやわかり](#)

後見人などの申立て手続き（法定後見）、申立て書類の配布など

- ▶ [京都家庭裁判所（後見センター）](#)

TEL：075-722-7211

成年後見制度に関する法律相談、申立ての手続き代理などについての相談

- ▶ [京都弁護士会](#)

TEL：075-231-2378

申立て手続きに関する相談、後見人候補者などの紹介についての相談

- ▶ [京都司法書士会（公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート京都支部）](#)

TEL：075-255-2578

福祉関係諸制度の問合せや、権利擁護・成年後見制度に関する支援や相談

- ▶ [京都社会福祉士会（権利擁護センター・ばあとなあ京都）](#)

TEL：075-585-5430

任意後見契約の手続きに関すること

- ▶ [京都公証人合同役場](#)

TEL：075-231-4338

詳しいご案内先

後見制度に関する詳しいご案内は、南丹市権利擁護・成年後見センター（福祉相談課内）で行っていますので、お問い合わせ下さい。

南丹市権利擁護・成年後見センター
TEL:0771-68-0023
南丹市役所中央庁舎1階 福祉相談課内

 [南丹市権利擁護・成年後見センター](#)（PDF 4.08 MB）



Get Adobe
Acrobat Reader

PDF形式のファイルをご覧いただく場合には、Adobe Acrobat Readerが必要です。Adobe Acrobat Readerをお持ちでない方は、バナーのリンク先から無料ダウンロードしてください。

お問い合わせ

福祉相談課
TEL:0771-68-0023